

世田谷区ホームステイボランティア家庭登録制度のご案内

世田谷区では、日本の日常生活を通じて世田谷区に対する理解を深めることを希望する外国人の支援及び世田谷区における国際交流の推進を図ることを目的として、「世田谷区ホームステイボランティア家庭登録制度」を実施しています。

1. 制度の概要

ホームステイの受け入れを希望する区民の方に、ホームステイボランティア家庭としてあらかじめ世田谷区に登録していただき、外国人がホームステイの利用を希望した場合に、世田谷区が登録家庭を紹介するものです。

2. ホームステイボランティア家庭登録制度を利用できる外国人

- (1) 世田谷区の姉妹都市又は姉妹都市に設置された姉妹都市委員会が紹介又は推薦する者
- (2) 世田谷区内に住所を有する大使館が紹介又は推薦する者
- (3) 世田谷区が実施する国際交流事業においてホームステイを利用する者

3. ホームステイ利用期間

ホームステイの利用期間に制限はありません。

4. 制度利用の流れ

(1) ホームステイボランティア家庭への登録

別紙「世田谷区ホームステイボランティア登録申請書」(第1号様式)に必要な事項を記入のうえ、世田谷区国際課までご提出ください。

区のホームページ「電子申請」からも登録を申請できます。

登録要件

- ①世田谷区内に在住していること。
- ②制度の趣旨を理解し、受け入れについて家族全員の賛同を得られること。

登録期間

登録の日から3年を経過する日以後の最初の年度末までとし、その後、3年ごとに更新することができる。

(2) ホームステイ利用希望者(外国人)に関する情報提供

ホームステイ利用を希望する外国人から、世田谷区へホームステイ利用の申し込みがあった場合に、利用希望者の情報をホームステイボランティア登録家庭にお知らせします。

(3) ホームステイ利用者の紹介

(2)でお知らせした外国人についてホームステイの受け入れを希望する場合、世田谷区生活文化政策部国際課あてに申し込みをしてください。

ホームステイ利用者の希望等の条件を考慮の上、申し込みのあった家庭の中から区がホームステイの受け入れ家庭を選び、ホームステイ利用希望者を紹介いたします。

(4) ホームステイ受け入れの実施

世田谷区からの紹介後、各家庭が直接ホームステイ利用希望者本人と連絡を取り合い、ホームステイの受け入れをしてください。

なお、ホームステイ利用希望者の紹介までは世田谷区が行いますが、紹介後のやりとり（待ち合わせの日時、ホームステイ中の活動など）については、直接ホームステイ利用希望者本人と連絡を取り合ってください。

また、受け入れにあたっては、利用者と「ホームステイ利用確認書」（様式自由）等、ホームステイ利用の内容や条件を明示したものを取り交わすようにしてください。

(5) ホームステイ実施報告書の提出

ホームステイの受け入れを実施した後に、「ホームステイ実施報告書」（第3号様式）を世田谷区生活文化政策部国際課あてにご提出ください。

様式は世田谷区のホームページからダウンロードできます。

5. 費用の負担について

ホームステイの受け入れに伴う基本的な費用（食費、光熱水費等）は原則として受け入れ家庭に負担していただきます。

その他の個人的な費用（土産の購入費など）については利用者本人が負担します。

なお、世田谷区が主催する事業でのホームステイの受け入れについては、受け入れ費用の補助として、原則 1泊目 5,000円、以降 1泊につき 3,000円をお支払いします。

6. その他

2. (1)～(3)の要件に当てはまらない外国人よりホームステイの依頼が世田谷区にあった場合に、世田谷区から登録家庭に情報提供をさせていただく場合があります。これは当制度の対象外での紹介となり、ホームステイを受け入れる場合の利用希望者との調整は各家庭で行っていただくこととなります。

当制度対象外のホームステイについて、情報提供を希望されない場合は、世田谷区生活文化政策部国際課までご連絡ください。

◆その他、ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

世田谷区 生活文化政策部 国際課

住 所：〒156-0043

世田谷区松原6-3-5

電 話：03-6304-3439

FAX：03-6304-3710